

調布市議会改革検討代表者会議第23回会議日程

平成25年1月7日 午前10時
於 全員協議会室

1 第22回代表者会議合意事項【合意資料16】

- (1) 一問一答方式の導入について
- (2) 本会議場の対面演壇設置について
- (3) 通年議会について
- (4) 議長の議会招集権について
- (5) 反問権の付与について
- (6) 委員会視察先決定方法について
- (7) 行政現場体験について
- (8) 市政調査費について

2 検討・協議事項

- (1) 基本構想特別委員会設置について
- (2) 議会基本条例について

3 その他

合意資料16：第22回代表者会議における合意事項 資料67：基本条例（案）検討資料（前文）
--

合 意 事 項

第23回代表者会議報告
(平成25年1月7日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表			確認事項	方向性
			予算	主旨・目的		
1. 一問一答方式の導入について(整理表協議事項番号11)						
⑦議会と市長・執行部との関係	74	一般質問の一問一答制導入		①質疑や論点が明確になる。 ②議論の活性化が期待される。	□一般質問は、一括質問方式と一問一答方式の選択制のもとで、平成25年第1回定例会から本格実施していく。 □課題等が生じたときは、議会運営委員会においてその課題等を協議し改善を図る。	■市政の課題に関する論点を市民に明らかにするため、一般質問は「一括質問方式」と「一問一答方式」のどちらかを選択する方法により行うものとする。
	77	一問一答制の導入(段階的には再質問からでも)				
2. 本会議場の対面演壇設置について(整理表協議事項番号10)						
⑦議会と市長・執行部との関係	70	本会議場における対面演壇(質問席)の設置	○	一般質問は、理事者に質問することから理事者に対面する質問者席を設置する。	□一般質問における質問は、本会議場中央の理事者に対面する位置に質問者席を本格(固定)設置する質問者席から行う。設置時期はできるだけ速やかに設置していく。 □本会議場における発言場所の確認 ◎議長席前の演壇で行う発言 代表質問、委員長報告、諸報告 ◎理事者に対面する質問者席で行う発言 一般質問 ◎議員自席で行う発言 上程時質問、議案の審査結果に対する討論、請願・陳情審査結果に対する異議及び異議に対する異議の発言	■一般質問は、理事者へ対面する質問者席で行うものとする。
	71	一般質問を対面式に	○			
	72	質問者席の設置(理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席。従来手法との選択制も視野に)	○			

合 意 事 項

第23回代表者会議報告
(平成25年1月7日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座 長 案		
3. 通年議会について(整理表協議事項番号16)							
⑧議会の機能強化へ向けて	90	通年議会（年1回首長が議会を招集し、議長判断で休会・再開を繰り返す）の提案		閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度	<p>□平成24年9月の地方自治法の一部改正により、条例化することにより通年の会期とすることが可能となった。しかしながら、通年議会は、議会機能の強化へのメリットも考えられるが、市長等執行機関側の理解と課題も考えられる。こうしたことから、通年議会の提案は、議会運営委員会に諮問し検討してもらおうとともに、理事者にも相談していくこととする。</p> <p>□今後の議会運営の中期的課題として、継続して検討していく。</p>		<p>■今後の議会運営上のメリット、デメリットを検証する中で、理事者にも協力を求め検討していく。</p>
4. 議長の議会招集権について(整理表協議事項番号17)							
⑧議会の機能強化へ向けて	91	議長が、議会の招集権を行使できるようにする		議会の招集権は法第101条第1項の規定に基づき市長にある。議長に招集権を付与することによる	<p>□平成24年9月の地方自治法の一部改正により、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することが可能となった。しかしながら、議会の招集権は法第101条第1項の規定に基づき市長にある。議長が議会を招集できるようにするには、さらに自治法の改正が必要である。</p> <p>□今回の通年議会の実施が可能となる法改正により、議会が必要と認めるとき、随時、議会を開催できることは制度上可能となったので、現行の自治法の範囲内の議会運営を行っていく。</p>		<p>■地方自治法の範囲内で議会運営を行っていく。</p>
	92	議長に議会招集権を持たせる	<p>地方議会から声を上げていく。</p>				
5. 反問権の付与について(整理表協議事項番号11)							
⑦議会と市長・執行部との関係	75	一問一答形式とし、反問権を付与		理事者へ反問権を付与することにより、議論の活性化が期待される。	<p>□一般質問の一括質問、一問一答方式の質問方法に慣れ、習熟度を増してから再度検討していく。</p> <p>□反問権の付与については、引き続き検討していくこととする。</p>		<p>■反問権の付与については、引き続き検討していく。</p>
	76	一問一答、一括質問が選択できる規定の整備（反問権も付与する）					

合 意 事 項

第23回代表者会議報告
(平成25年1月7日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座 長 案		
6. 委員会視察先決定方法について(整理表協議事項番号21)							
⑧ 議会の機能強化へ向けて	113	委員会視察先決定方法等検証		委員会の視察については、視察先決定から視察後の報告等を含め、透明性を図る。	<input type="checkbox"/> 視察先の決定については、正副委員長に一任せず委員会で調査事項を十分議論(自由討議)する中で決定すること。 <input type="checkbox"/> 視察日程は、2泊3日だけでなく、視察先を考慮する中で、1泊や日帰りを含め、弾力的に決定すること。 <input type="checkbox"/> 視察後は、委員会等で振り返り、必要に応じて、委員間で市政に生かせる点などを協議するとともに、その報告は、議会報告会や本会議における視察報告を行うことに繋げること。 <input type="checkbox"/> 各委員会は、視察に関して十分な議論(自由討議)を図り、視察後の報告等も含め弾力的な運用及び説明責任を図ること。	<input type="checkbox"/> 今後、全員協議会を開催し、全議員に説明していく。	<input checked="" type="checkbox"/> 委員会の視察については、委員会で十分議論し、透明性や説明責任を果たす。
7. 行政現場体験について(整理表協議事項番号28)							
⑩ その他	126	議員全員の行政現場体験を義務付け(1年に1現場1週間の実務体験)		行政現場の実体験を経験する。	行政と議員は、それぞれ本来の役割があり、議員それぞれの判断でお願いします。		<input checked="" type="checkbox"/> 議員それぞれの判断でお願いします。
8. 市政調査費について(整理表協議事項番号29)							
⑩ その他	127	市政調査費の大幅アップを要求(政治・行政の先進事例習得、市民への広報)			<input type="checkbox"/> 政務活動費(市政調査費)の交付額については、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の諮問事項であることから、審議会の判断に委ねる。		

議会基本条例（案）検討資料

前文		
修正案 2	代替案	修正案 3
<p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、住民の意見を正しく汲み取り、住民への情報提供と共有化を図り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を住民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、議会の使命を果たすため、調布市議会の基本となる条例を制定します。</p>	<p>住民が自治体の長および議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させることが必要です。</p> <p>近年の地方分権の推進により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>公平性、公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有化を図り、市民との対話を重ねるとともに、議員間の活発な議論により政策提言や政策立案を積極的に行っていくものです。</p> <p>こうした認識を市民とともに共有し、持続可能な自立したまちづくりを行い、議会の使命を果たすため、調布市の議会の最も基本となる条例を制定します。</p>	<p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、住民への情報提供と共有化を図り、<u>住民との対話等を通じて意見を正しく汲み取り</u>、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を住民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、議会の使命を果たすため、調布市議会の基本となる条例を制定します。</p>